

○鳥取県警察被害者支援カウンセラー運用要領の制定について（例規通達）  
(令和5年3月15日鳥県民例規第3号 鳥会例規第5号)

各所属長

対号 令和3年3月30日付け鳥県民発第67号外共発 犯罪被害者等に係るカウンセリング費用公費支出運用要領の制定について（一般通達）

犯罪被害者及びその家族又は遺族に対するカウンセリングについては、対号通達により実施してきたところであるが、この度、鳥取県警察被害者支援カウンセラー運用要領を制定し、令和5年4月1日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、対号通達は、令和5年3月31日限り廃止する。

別添

鳥取県警察被害者支援カウンセラー運用要領

第1 趣旨

この要領は、鳥取県警察における被害者支援カウンセラーの運用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた犯罪被害者、その家族又は遺族その他関係者をいう。
- (3) 鳥取県警察被害者支援カウンセラー 部内カウンセラー及び部外カウンセラーをいう。
- (4) 部内カウンセラー 警務部広報県民課に勤務又は兼務する臨床心理士等の有資格者で、専門的知識を活かし、犯罪被害者等の支援活動に従事する警察職員をいう。
- (5) 部外カウンセラー 警察職員以外の臨床心理士等の有資格者で、犯罪被害者等へのカウンセリングを行うことができると警察本部長（第5において「本部長」という。）が認め、委嘱した者をいう。
- (6) カウンセリングアドバイザー カウンセリングの専門家としての立場から、部内カウンセラーに対してアドバイスを行う部外カウンセラーをいう。
- (7) 危機介入 犯罪被害者等が被害後に直面する精神的な混乱に対し、直接的及び積極的に介入し、犯罪被害者等の心の安定を図る対応をいう。
- (8) 代理受傷 犯罪被害者等の支援活動に従事する警察職員が、犯罪被害者等の状況を間近に見ることや、時には犯罪被害者等の感情の表出に直面することなどにより、極めて強いストレスを受け、心身に変調等を来すことをいう。

### 第3 任務

#### 1 部内カウンセラーの任務

部内カウンセラーは、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 犯罪被害者等に対するカウンセリング
- (2) 犯罪被害者等のうち、精神的被害の大きい者又は大きな精神的被害を受けていることが予想される者に対する危機介入
- (3) 医療機関等の関係機関へ引き継ぐ際に必要な犯罪被害者等の心理状態に関する情報の提供
- (4) 犯罪被害者等の支援活動に従事する警察職員に対する専門的な助言、指導その他の援助
- (5) 警察職員に対する代理受傷の防止及び犯罪被害者等の支援に関する教養

#### 2 部外カウンセラーの任務

部外カウンセラーは、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 犯罪被害者等に対するカウンセリング
- (2) 犯罪被害者等のうち、精神的被害の大きい者又は大きな精神的被害を受けていることが予想される者に対する危機介入
- (3) 部内カウンセラーに対するアドバイス

### 第4 運用

#### 1 カウンセリング又は危機介入

- (1) 所属長は、犯罪被害者等の状況から、鳥取県警察被害者支援カウンセラー（以下「カウンセラー」という。）によるカウンセリング又は危機介入（以下「カウンセリング等」という。）が必要であると認めるときは、カウンセラー派遣要請書（様式第1号）により警務部広報県民課長（以下「広報県民課長」という。）に派遣を要請するものとする。ただし、急を要する場合は、電話その他の手段による要請を行った後に速やかにカウンセラー派遣要請書を送付するものとする。
- (2) 広報県民課長は、(1)に規定する派遣要請を受け、その必要があると認めるときは、原則として部内カウンセラーを派遣するものとする。ただし、広報県民課長が特に認めた場合は、部外カウンセラーの任務の範囲内で、部外カウンセラーを派遣するものとする。部外カウンセラーの派遣にあたっては、カウンセリング等依頼書（様式第2号）により広報県民課長が部外カウンセラーにカウンセリング等を依頼するものとする。
- (3) カウンセラーは、カウンセリング等を実施した際は、その結果をカウンセラー活動報告書（様式第3号）により広報県民課長に報告するものとする。

#### 2 部内カウンセラーによる助言・指導その他の援助

犯罪被害者等の支援活動に従事する警察職員が、部内カウンセラーからの助言、指導その他の援助を必要とする場合には、直接部内カウンセラーに相談できるものとする。

### 3 カウンセリングアドバイザーによるアドバイス

- (1) 部内カウンセラーは、カウンセリングアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）によるアドバイスを必要とする場合は、アドバイス要請書（様式第4号）により広報県民課長に派遣を要請するものとする。
- (2) 広報県民課長は、(1)に規定する派遣要請を受け、その必要があると認めるときは、アドバイザーを派遣するものとする。アドバイザーの派遣にあたっては、カウンセリング等依頼書により広報県民課長がアドバイザーにアドバイスを依頼するものとする。
- (3) アドバイザーからのアドバイスを受けた部内カウンセラーは、その結果をアドバイス結果報告書（様式第5号）により広報県民課長に報告するものとする。

### 第5 部外カウンセラーの委嘱

- 1 本部長は、犯罪被害者等に対するカウンセリングを行うことができると認める者であって、本制度の趣旨に賛同し、協力の意向を示した者に対し、委嘱状（様式第6号）を交付し、委嘱するものとする。
- 2 本部長は、部外カウンセラー本人から解任の申出があったとき、又は心身の故障その他の理由によりカウンセリングができないと認める相当の理由があるときは、部外カウンセラーを解任することができる。

### 第6 部外カウンセラーの謝金の単価

カウンセリング等及びアドバイス1回当たりの謝金単価は、5,500円とする。

### 第7 部外カウンセラーによるカウンセリング等の対象期間

部外カウンセラーによる犯罪被害者等に対する1人当たりのカウンセリング等の対象期間は、初回のカウンセリング等から3年間を上限とする。

### 第8 部外カウンセラーによるカウンセリング等の対象としないことができる場合

次のいずれかに該当する場合は、カウンセリング等の対象としないことができる。

- (1) 犯罪被害者等が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属しているとき（その組織に属していることが、当該犯罪被害等を受けたことに関連がないと認められるときを除く。）。
- (2) 明らかに虚偽申告と認められるとき。
- (3) その他カウンセリング等の対象とすることが社会通念上適切でないと認めるとき。

### 第9 留意事項

- 1 所属長は、カウンセラーによるカウンセリング等の重要性について、所属職員に周知徹底するとともに、カウンセラーの派遣について、積極的に要請すること。

- 2 カウンセラーの派遣は、原則として休日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項各号に掲げる休日をいう。）を除く午前8時30分から午後5時15分までに行うこと。
- 3 犯罪被害者等に対してカウンセリングの希望の有無を確認するときは、カウンセリングは本人の希望による任意のものであることを確実に伝えた上で、その内容等について十分な説明を行い、犯罪被害者等が自主的に判断できるよう留意すること。
- 4 カウンセリングを受ける者が少年の場合は、その保護者に対しても、本人がカウンセリングを希望していること、その必要性及び内容について説明し、同意を得ること。
- 5 犯罪被害者等の支援活動に従事する警察職員は、自らも極めて強いストレスを受け、心身に変調等を来すおそれがあることから、各所属の幹部にあっては、当該職員に対して聞き取り、ストレスチェック等を行うなど、その心理的影響に配慮すること。
- 6 広報県民課長は、部内カウンセラーの勤務実態をよく把握し、適切な業務管理に配慮するなど、その円滑な運用に努めるとともに、必要な知識及び技能の向上を図るための機会の付与に努めること。
- 7 警察職員に対する教養に関する部内カウンセラーの派遣については、様式を不要とするため、警務部広報県民課被害者支援室に連絡すること。

#### 様式第1号

カウンセラー派遣要請書  
[別紙参照]

#### 様式第2号

カウンセリング等依頼書  
[別紙参照]

#### 様式第3号

カウンセラー活動報告書  
[別紙参照]

#### 様式第4号

アドバイス要請書  
[別紙参照]

#### 様式第5号

アドバイス結果報告書

[別紙参照]

様式第6号

委嘱状

[別紙参照]